

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	杉谷 真理子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
景観形成に対する行政と住民による取り組みに関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教授	由井	義通
審査委員	教授	下向井	龍彦
審査委員	教授	畠中	和生
審査委員	准教授	熊原	康博
〔論文審査の要旨〕			
<p>景観の形成や変化に携わる人々の意識や価値観などの精神的構成要素にまで踏み込んで言及されている研究が少ないなかで、住宅景観は最も身近であり誰しもが関わっている景観であるにもかかわらず、具体的にどのような仕組みをもって形成されているか、そこに人々の景観に対する精神的側面がどのように影響してくるかということは明らかにされてこなかった。そのような背景をもとに、本論文は文化的景観を有する地域における住宅景観を対象として、行政における景観施策のもと、住民の文化的景観に対する思いや住宅景観への取り組みを中心に分析することで、人々の景観形成への作用について明らかにすることを目的とした意欲作である。</p> <p>本論文は、序章、本論としての4章、および終章によって構成される。各章の要旨は以下の通りである。</p> <p>序章では、地理学の見地に立ち、「景観」を可視的で客観的に捉えることができる地表面上に構成されたある一定のまとまりであると定義し、それを目にする人間によって意味付けや価値判断が可能であるものとして考える立場からの研究と位置づけている。さらに景観に関する地理学的研究および都市計画学などの隣接領域における景観研究をレビューし、これまでの研究では試みられることが無かった景観の創造者としての住民や住宅供給業者を調査対象とする意義を明確化し、行政による景観政策による制度的影響を考慮しながら、住宅景観の変容プロセスとそのメカニズムを解明するという研究目的を提示した。</p> <p>第I章「景観を支える法令と住宅景観の研究動向」は、景観形成の背景となっている法整備の内容の課題を検討し、住宅景観を主とした既往の景観研究の動向をレビューした。</p> <p>1) 景観の保全や形成を図る際の根拠となる法とその仕組みについて、特に住宅景観に関して景観形成に直接関わっている現行の法律（文化財保護法、景観法、歴史まちづくり法）による住宅景観形成プロセスにおける法的影響を検討した。</p> <p>2) 既往の景観研究は、以下の三つに大きく分けられる。①歴史的景観に関する研究（景観の特徴が行政や市民などの間で共有され、伝統的町並みとの比較を通して、訪問者を意識した修景等の景観形成の取り組みなど）、②まちづくりに関する研究（地域性や景観計画等の策定の内容やプロセスの解明など）、③住宅地や住宅団地を主な対象とした研究（景観形</p>			

成の目的や求められる景観像について積極的に語られない傾向)。

第Ⅱ章「伝統的集落のみられる地域における住宅景観」は、景観規制がなく市街地化の進む都市での景観形成の事例として、広島県東広島市西条町を取り上げ、住宅の外観の調査および住民への聞き取り調査の結果、以下の3点が明らかにされた。

①都市化が進行する東広島市は「赤瓦」と呼ばれる赤茶色の瓦が使用され、市民にも認知されているが、その景観は市街化の拡大によって薄れつつある。②西条町下見地区では、和風住宅の建築様式が多いものの卓越しておらず、ミニ開発が行われている一角では特に洋風住宅が立ち並び、伝統的景観が崩壊していた。③東広島市の文化的景観に関しては、住民は好意的に捉えられていたが、住宅景観に影響を与えていることへの自覚の欠如、改築や増築を行う際に外観よりも生活の利便性が優先される状況にあった。

第Ⅲ章「住宅団地における住宅景観」は、景観規制のない東広島市の住宅団地内の住宅の外観調査と住民および建築業者への聞き取り調査を実施し、団地における住宅景観の形成に影響を与える諸要因について考察した。研究対象とした8つの住宅団地の住宅景観は、多様な建築様式が混在しており、住宅の色彩に関して建築様式ごとに傾向があったが、一部には「通り」としての景観を意識した動きもみられた。住民への聞き取り調査から、赤瓦屋根と白壁の文化的景観については「好ましい」68%とされているものの、住宅取得の際は景観への「考慮なし」が6割近くを占めた。建築業者4社に対する聞き取り調査から、景観の創出に関して明確な規定を設けているのは1社のみであった。建築協定の有無による強制力の有無や業者の開発指針が景観形成に深く関わっていることが明らかとなった。

第Ⅳ章「行政中心の景観規制のある都市における住宅景観」は、景観形成に対して地域指定などの行政による積極的な姿勢を示している沖縄県那覇市を取り上げ、行政主導の景観規制によって景観形成の試みについて、「壺屋地区都市景観形成地域」、「龍潭通り沿線地区都市景観形成地域」、「首里金城地区都市景観形成地域」での実地調査から検討を試みた。その結果、行政による景観形成への積極的な取り組みにより地域性豊かな景観づくりが進められ、住民たちの協力によって新たな景観の創造が図られていた。

終章では、第Ⅱ章～第Ⅳ章における調査結果をもとに、景観形成への行政と住民の関わり方を考察し、そのメカニズムについて述べ、今後の課題を提示した。

本論文は以下の二点で評価できる。

(1) 現地でのフィールドワークをもとにした住宅の外観分析とアンケート調査による景観への住民意識の解明を組み合わせるマルチメソッドの方法をとることによって、住宅景観の変容の原因を多面的に捉えた点でオリジナリティのある研究であると評価できる。

(2) 本論文は丹念な地域調査と学際的枠組みに基づき、景観行政による制度的影響と、住民や建築業者などの景観創造に関わる多様な立場への聞き取り調査をもとにした研究成果は複数の審査付国際地理学会で採択されて英語で発表されており、学術的水準も高い。

フィールド調査とその分析にかなりの時間を割いたために、制度的影響についての理論構築面や伝統的景観の崩壊メカニズムの解明にやや課題が残るが、貴重な新たな知見を数多く提示しており、景観研究に新たな視点から取り組んだ重要な論文と評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(学術)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29年 2月 7日

